

第1期 決算 公 告

(2022年7月1日から2022年12月31日まで)

ダントーテクノロジーズ株式会社

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	181,971,060	流動負債	217,170,539
現金及び預金	2,760,326	買掛金	3,288,240
商品	3,288,240	短期借入金	197,622,745
前払費用	67,419	未払金	15,355,525
短期貸付金	173,522,745	社員預り金	814,029
未収入金	431,414	未払法人税等	90,000
未収消費税等	1,900,916	固定負債	0
固定資産	17,436,775	負債合計	217,170,539
有形固定資産	1,423,575	(純資産の部)	
建物	592,308	株主資本	△17,762,704
工具器具及び備品	831,267	資本金	30,000,000
投資その他の資産	16,013,200	資本剰余金	0
投資有価証券	16,000,000	資本準備金	0
差入保証金	13,200	その他資本剰余金	0
		利益剰余金	△47,762,704
		利益準備金	0
		その他利益剰余金	△47,762,704
		繰越利益剰余金	△47,762,704
		純資産合計	△17,762,704
資産合計	199,407,835	負債純資産合計	199,407,835

損 益 計 算 書

(2022年7月1日から2022年12月31日まで)

(単位：円)

科 目	金 額	
売 上 高		0
売 上 原 価		0
売 上 総 利 益		0
販売費及び一般管理費		47,625,808
営 業 損 失		47,625,808
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	423,384	423,384
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	470,280	470,280
経 常 損 失		47,672,704
税引前当期純損失		47,672,704
法人税、住民税及び事業税		△90,000
法人税等調整額		0
当 期 純 損 失		47,762,704

個別注記表

I. 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式 …………… 総平均法による原価法
 - (2) 売買目的有価証券 …………… 時価法（売却原価は総平均法により算定しております）
 - (3) その他有価証券
時価のあるもの …………… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております）
時価のないもの …………… 総平均法による原価法
2. デリバティブの評価基準及び評価方法 …… 時価法
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法 …… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております）

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計基準等の改正に伴う会計方針の変更）

（「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用）

収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額

を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当期首残高に与える影響額はありません。

（「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、計算書類に与える影響はありません。

（会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

II. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数 300株
2. 剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。

以 上